

4 2 . 1 1 7 . 0 3

**世界貿易機関（W T O）の加盟国の
ぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する標章について**

商標法第4条第1項第17号に規定する世界貿易機関（W T O）の加盟国のぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する標章の例として、「原産地名称の保護及びその国際登録に関するリスボン協定」により国際登録されているぶどう酒又は蒸留酒の原産地名称は、巻末資料2のとおりである。（平成7年6月23日発行 特許庁公報（公示号）参照 巻末資料2-1，2-2）